

沖ト協発第168号
令和4年1月18日

会員 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者の観察期間の考え方」について（周知）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県(企交第486号)より下記及び別添のとおり「濃厚接触者の観察期間の考え方」等周知依頼がございましたのでご案内申し上げます。

敬具

記

「周知内容」

濃厚接触者の観察期間の考え方〔別添〕 <https://weburl.jp/xetVzgm>

※社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)にトラック事業者は該当します。

※医療用抗原検査キット販売一覧 <https://weburl.jp/sLpjO9n>

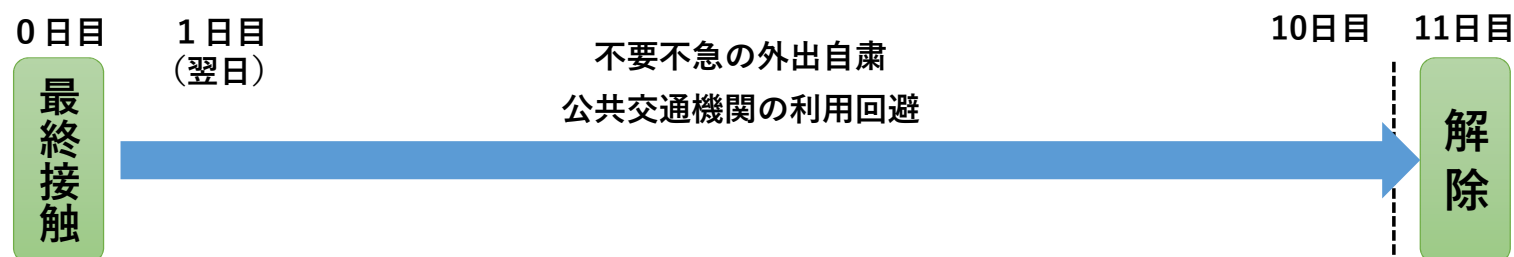
なお、検査で陽性の場合は医療機関の受診及び保健所へ連絡してください。

※本内容は当協会 HP に掲載しております。

〈本件問い合わせ先〉(公社) 沖縄県トラック協会 TEL098-863-0280

濃厚接触者の観察期間の考え方

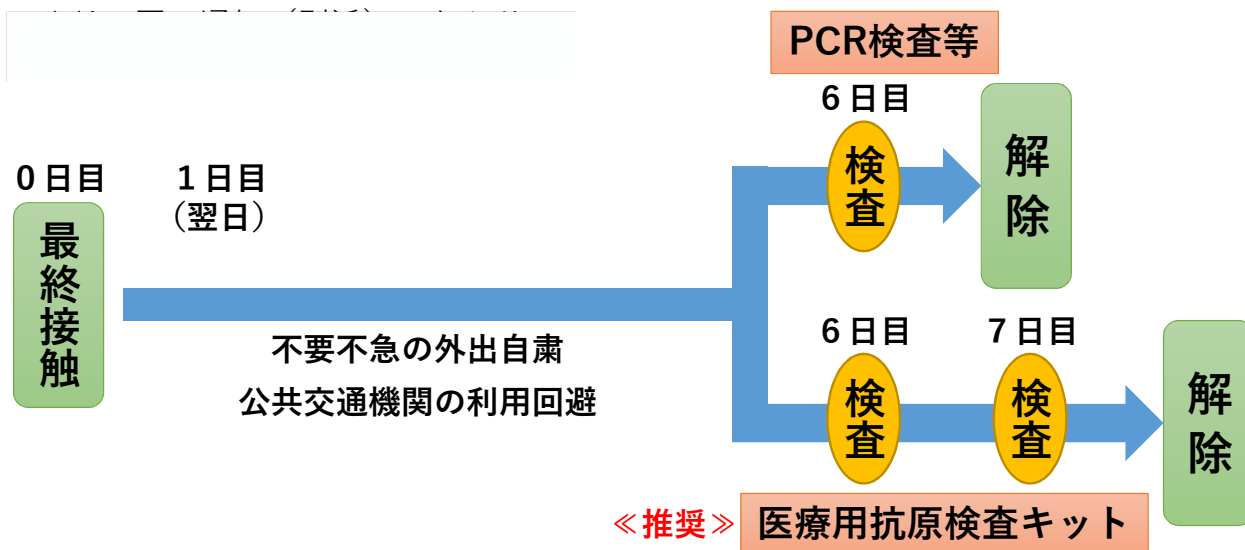
◆全ての濃厚接触者



※10日間の外出自粛をもって、11日目に解除となります。

※解除のための検査は不要です。
陰性証明のために医療機関を受診することは控えてください。

◆社会機能維持者である濃厚接触者



※検査費用の負担は、社会機能維持者の所属する事業者の負担となっています。

※解除を目的とした検査のために医療機関を受診することは控えてください。

※現在、PCR検査はひっ迫していますので、薬局で販売されている医療用の抗原検査キットを活用してください。

◆医療従事者（医療機関の医師、看護師等）である濃厚接触者については、毎日、検査で陰性を確認すれば1日目から従事することが可能となっています。